

港北区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標

【評価方法】

- (1)各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (2)評価は、A＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点とする。
- (3)各評価項目については、重要度に応じて係数を設ける。
- (4)評価の視点は次のとおりとする。

ア No.1～6

A(5点)	B(4点)	C(3点)	D(2点)	E(1点)
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている

イ No.7

○＝2点、×＝0点

- (5)総合点が、上限配点の合計60%に満たない場合は提案者を特定しない。

【評価基準表】

係数＝重要度

No.	評価項目	評価基準	係数	上限 配点	比率
1 提案者の概要・事業実績				15	9%
1.1	提案者の概要、実績、信頼性及び安定性	この事業の目的達成のために、信頼に足る十分な実績があるか。また、事業を継続的に実施できる安定した運営が見込めるか。	3	5	
2 業務実施方針				20	13%
2.1	現状の理解、課題認識	支援を必要とする世帯の小・中学生及びその保護者の置かれている生活状況、家庭環境等を十分に理解しているか。また、それらの世帯における子育ての課題やニーズをとらえているか。	2	5	
2.2	事業の実施方針	支援を必要とする世帯の現状や課題を踏まえた実施方針となっているか。また、実施方針を踏まえた事業運営の考え方は具体的に適切なものとなっているか。	2	5	
3 業務実施内容と実施手法				60	38%
3.1	生活支援プログラムの有効性	個々の利用者の生活習慣や能力に応じた支援プラン作りなど、有効な生活支援プログラムとなっているか。	2	5	
3.2	安心して過ごせる居場所の提供について	個々の利用者にとって、安心して安全に過ごせる居場所となるための工夫について、具体的かつ適切なものとなっているか。	2	5	
3.3	学習支援プログラムの有効性	個々の利用者の学習習慣や習熟度に応じた支援プラン作りなど、有効な学習支援プログラムとなっているか。	1	5	
3.4	児童育成支援拠点事業の実現性について ※1	児童育成支援拠点事業移行後に追加された支援(食事の提供、課外活動、長期休暇中の長時間利用)について、提案内容が具体的に適切なものであるか。	3	5	
3.5	保護者への支援について	保護者への支援について、提案内容が具体的に適切であるか。	2	5	
3.6	送迎支援について	送迎の実施体制、児童に対する配慮事項は適切であるか。	2	5	
4 業務実施体制				35	22%

4.1	職員の確保や配置	この事業を行うために必要な知識、経歴、実績等を有する職員の確保や配置について、考え方が明確となっているか。また、その実現性はあるか。	2	5		
4.2	職員の役割と業務	職員の役割や業務が具体的かつ適切なものとなっているか。	2	5		
4.3	職員の教育・研修	職員に対し、事業実施にあたって必要な知識や技能を習得させるための教育・研修の機会があるか。また、その内容は適切なものとなっているか。	2	5		
4.4	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに係る基本的な考え方を理解し、個人情報の取扱いに係る研修や情報管理を組織的に行う仕組みがあるか。	1	5		
5 管理運営体制				15	9%	
5.1	区及び学校等関係機関との連携	区役所や学校等の関係機関と連携し、情報共有や支援方針等の協議を適切に行う体制と理解が備わっているか。	1	5		
5.2	利用者からの苦情処理体制	児童及び保護者からの意見、苦情等の処理体制は整っているか。	1	5		
5.3	事故等の防止体制	事故等を未然に防ぐための取組は具体的で適切なものとなっているか。	1	5		
6 収支予算				5	3%	
6.1	収支予算の妥当性	収支予算は、業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となっているか。	1	5		
7 企業・団体としての取組等に関する事 ※配点は各2点				8	5%	
7.1	ワークライフバランスに関する取組	以下の(1)～(2)のうち、いずれか1つ以上を実施しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算) (1)「次世代育成支援対策推進法」の基づく一般事業主行動計画の策定及び届出 (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出	－	2		
7.2		以下の(1)～(4)のうち、いずれか1つ以上を取得しているか。 (1)「次世代育成支援対策推進法」による認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク) (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし) (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定 (4)よこはまグッドバランス賞認定	－	2		
7.3		障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成(従業員40.0人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)	－	2	
7.4		健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	－	2	
				158	100%	
合計						

※1:本事業は、生活困窮者自立支援事業として開始しましたが、令和8年度から児童育成支援拠点事業に移行しました。
この移行後に追加された項目について、実現性を評価します。